

写 令和 8 年第 1 回臨時会

(2 月 2 日招集)

町議会会議録

益城町議会

2 月 2 日 (月 曜 日)

令和8年第1回益城町議会臨時会会議録

1. 令和8年2月2日午前10時00分招集
2. 令和8年2月2日午前10時00分開会
3. 令和8年2月2日午前11時10分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第15号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第4 議案第2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第1号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第6号）
 - 日程第5 議案第3号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第7号）
 - 日程第6 議案第4号 令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 日程第7 議案第5号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第8 議案第6号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第9 議案第7号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第8号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第11 議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第12 議案第10号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 中川公則君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君

16番 荒 牧 昭 博 君 17番 松 本 昭 一 君 18番 榮 正 敏 君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中 山 貴 文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	濱 田 義 之 君
教 育 長	信 國 満 徳 君	政 策 審 議 監	納 美 由 紀 君
土 木 審 議 監	持 田 浩 君	会 計 管 理 者	坂 井 浩 章 君
総 務 課 長	荒 木 薫 君	総 務 課 審 議 員	寺 本 和 寛 君
危 機 管 理 課 長	森 川 博 君	企 画 財 政 課 長	松 本 浩 治 君
企 画 財 政 課 審 議 員	藤 田 智 久 君	税 務 課 長	山 口 拓 郎 君
住 民 課 長	田 上 恵 美 君	福 祉 課 長	菊 川 和 幸 君
こ ども 未 来 課 長	吉 住 由 美 君	こ ども 未 来 課 審 議 員	川 原 さ お り 君
健 康 保 険 課 長	田 上 雅 史 君	産 業 振 興 課 長	岩 本 武 継 君
都 市 計 画 課 長	齊 藤 計 介 君	建 設 課 長	鶴 野 雅 臣 君
復 興 整 備 課 長	吉 本 秀 一 君	下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君
水 道 課 長	豊 田 博 文 君	学 校 教 育 課 長	内 村 康 成 君
生 涯 学 習 課 長	中 村 康 広 君	生 涯 学 習 課 審 議 員	内 田 博 也 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。令和8年第1回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから令和8年第1回益城町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 正敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、6番下田利久雄議員、15番渡

辺誠男議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（榮 正敏君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 議案第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第15号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第5号）

○議長（榮 正敏君） 日程第3、議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第15号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆様、おはようございます。

本日、令和8年第1回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

1月26日土曜日に地域共生センターカタルで総合防災訓練を実施しましたが、議員の皆様にも参加いただきありがとうございました。地域防災力の強化や、災害に強いまちづくりを構築することを目的に実施をしたところです。自衛隊、消防団などの防災関係機関に防災展示や体験ブースを設置いただき、さらに、避難所開設訓練や辻の城地区自主防災クラブによる避難訓練、防災士の皆様による防災ミニトークなども実施したところです。今後も防災力向上のために、様々な防災訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨日はバドミントンS/Jリーグが益城町総合体育館で開催され、主催者によるとあっという間に2,000席が完売したとのことでした。当日は朝7時から多くの方々が並ばれ、10時の開場前には1,000人以上に膨れ上がっていたところです。試合も白熱した好ゲームが続き、会場は大きな歓声が沸き起こっていました。心の復興を進めるためにも、今後もこのようなイベントの誘致を進めてまいります。

さて、本日報告及び提案します案件は、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて2件、一般会計補正予算について1件、特別会計補正予算1件、条例の改正について6件でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて説明申し上げます。

令和7年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

専決第15号、一般会計補正予算（第5号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1億4,081万4,000円を追加し、総額を248億6,454万7,000円とし、昨年12月23日に専決処分をしております。

補正予算の内容は、国の補正予算により物価高騰対応子育て応援手当が創設されたことに伴い、子ども1人当たり2万円の応援手当を交付するための経費です。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 議案第1号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第15号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第15号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 議案第2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第6号）

○議長（榮 正敏君） 日程第4、議案第2号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明を申し上げます。

令和7年度一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお開きください。

専決第1号、一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1,704万7,000円を追加し、総額を248億8,159万4,000円とし、1月20日に専決処分をしております。

補正予算の内容は、衆議院の解散に伴い総選挙の執行に必要となる経費です。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 議案第2号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより日程第4、議案第2号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、日程第4、議案第2号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第6号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第3号 令和7年度益城町一般会計補正予算（第7号）

○議長（榮 正敏君） 日程第5、議案第3号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第3号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ5億734万4,000円を追加し、総額を253億8,893万8,000円としております。

また、第2条の債務負担行為補正では、一つの事業を追加しております。

歳入歳出予算の主な補正の内容としましては、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したLPガス使用世帯支援事業や、生活者支援電子カード商品券交付事業及び令和7年度人事院勧告に基づく人件費補正などを計上しております。以上でございます。

詳細説明は企画財政課審議員に行わせます。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、議案第3号につきまして、御説明いたします。1ページをお開きください。

議案第3号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第7号）です。

第1条で歳入歳出予算の補正を行っております。歳入歳出それぞれ5億734万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ253億8,893万8,000円としております。第2条で債務負担行為の補正を行っております。

5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為の補正になります。追加です。町道広崎古閑線歩行者用アンダーボックス整備事業です。期間が令和8年度から令和11年度までの4年間です。限度額が22億3,200万円です。こちらは九州自動車道と町道広崎古閑線の交差する場所に歩行者や自転車が通行できるアンダーボックスを整備する事業となります。財源は、緊急防災・減災事業債、充当率100%、交付税措置率70%を活用する予定となっております。

次に、8ページをお願いいたします。歳入になります。

17款2項1目総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億9,258万4,000円で、こちらは国の補正予算による交付金となっております。今回LPガス使用世帯への支援、それから生活者支援電子カード商品券の交付事業を計上しております。

2目の民生費国庫補助金では、子どものための教育・保育給付交付金として1億2,526万6,000円、こちらは私立保育所運営給付費に充てるものでございます。

次に、18款1項1目民生費の県負担金で、子どものための教育・保育給付費県負担金4,433万4,000円で、県分の負担金となっております。

次に、18款2項1目総務費県補助金で、物価高騰対応生活者支援交付金1,358万4,000円で、LPガス使用世帯の補助の県負担分2分の1相当になります。

次に、2目の民生費県補助金では、教育・保育給付費地方単独費用補助金157万6,000円で、単独分の県補助金となります。

9ページです。21款2項1目基金の繰入金です。社会福祉振興基金繰入金7,000万円の減額となっております。今回の補正予算におきまして、歳入予算が歳出予算よりも上回ったため、基金の取崩しを戻しております。

10ページをお願いいたします。こちらからが歳出になります。

今回の補正予算では、令和7年度人事院勧告に基づく職員の人件費の補正を全体的に行っております。人件費の補正分は不足が見込まれる科目のみを行っておりまして、現時点の執行残等によりまして不足をしないという科目につきましては、増額を行っておりません。なお、会計年度任用職員の人件費につきましても、職員の給料を基に時給または日給が決まっておりますため、併せて今回の補正で行っております。

それでは、同ページの2款1項4目企画費になります。18節負担金補助で、LPガス使用世帯

支援補助金2,716万8,000円です。こちらは熊本県が取りまとめを行いまして、県内自治体と共同で実施しているものでございます。第5回目の実施となります。3,000円の7,057世帯に加えて事務費となっております。

次に、13ページをお願いいたします。3款2項1目の児童福祉総務費です。18節の負担金補助で、私立保育所等運営給付費7,511万2,000円で、給付費の支給基準額が増額になったための補正となっております。

次に、16ページをお願いいたします。7款1項5目、物価高騰対応交付金事業です。11節役務費で口座振込手数料30万円、12節委託料で生活者支援電子カード商品券交付事業業務委託料3,370万円。18節負担金補助及び交付金で、同じく電子カードの商品券交付金3億4,500万円です。こちらは1人当たり1万円の3万4,500世帯分を計上しているものでございます。

以下のページにつきましては、人件費の補正となっております。

議案第3号につきましては、以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 議案第3号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。

2か所ほど質問したいと思いますが、13ページですかね、私立保育所運営交付金7,611万2,000円。これは何か所分の補助金かということと、地区外ですね、熊本市辺りに通っている保育園児あたりの補助はあるのかどうかをちょっとお願いしたいと思います。

あ、もういっちょ言うとかないかんやった、すいません。同じく16ページの生活者支援カード、電子カードですかね、これ電子カードって何だろうかってことで、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（榮 正敏君） こども未来課長、吉住課長。

○こども未来課長（吉住由美君） こども未来課の吉住です。

議案第3号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第7号）中、13ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の18節負担金補助及び交付金、私立保育所等運営給付費の給付の施設ですね。町内の認可施設の16施設だったかと思います。ちょっと確認をさせていただいて、正確な数字は、後ほどまたお答えしたいと思います。

もう2点目が、すいません。

○6番（下田利久雄君） 熊本市やほかの幼稚園に行ってる者ですたいね、そぎゃんところには益城から行っちゃうけど、そこは対象にならんとかな。

○こども未来課長（吉住由美君） 今回の運営給付費につきましては、公定価格が増額になるための給付費になりまして、町内の認可施設は給付費のほうをお支払いしますが、町外に行かれています施設についても、その施設の積算によって運営の給付費をお支払いするということだったと思います。

すいません。こちらについてもちょっと正確なものを再度確認させていただいて、後ほどお答えさせていただければと思います。申し訳ございません。以上になります。

○議長（榮 正敏君） 産業振興課、岩本課長。

○産業振興課長（岩本武継君） おはようございます。産業振興課の岩本でございます。

6番下田議員1回目の御質問の、議案第3号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第7号）中、歳出16ページ、7款1項5目物価高騰対応交付金事業、18節負担金補助及び交付金の生活者支援電子カード商品券交付金についてお答えします。

どのようなカードなのかというところの御質問だったと思います。

名刺サイズの電子カード、プリペイドカードに近いものでありまして、そのカードに予算上は1万円分を入力しまして、登録された商店にそのカードを持っていけば、使った金額だけ減っていくと。例えば1万円の中から1,500円分使ったとなると残り8,500円というところで、また次の店にそのカードを持っていけば残金8,500円分の中から消費できるという、そういったカードとなっております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 下田議員。

○6番（下田利久雄君） そのカードは益城町だけなんですかね。熊本県いっぱい使えるとか。その辺の説明を。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 6番下田議員、2回目の御質問にお答えします。

その電子カードについては、どこでも使えるのかというところだと思います。

この電子カードにつきましては、町内の事業所に参加していただく事業所を募りまして、町内の事業所で使えるカードというところで、物価高騰の生活者支援と合わせまして町内の事業所のほうにも消費を喚起しようというところで、二つの狙いで電子カード、町内に限定させていただいているという予定でございます。以上です。

○6番（下田利久雄君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） よろしいですか。

○6番（下田利久雄君） はい。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。

2点お尋ねいたします。

まず、10ページの2款1項4目の18節LPガス使用世帯支援補助金。それと、16ページの物価高対応交付金事業ですね。今質問された部分の18節の部分なんですけれども、このスケジュールについて教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。あ、スケジュールと交付方法も併せてお願ひします。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田です。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第3号、一般会計補正予算の第7号でございます。10ページの2款1項4目企画費の18節負担金補助のLPガス使用世帯への補助金2,716万8,000円の今後のスケジュールということでございます。

このスケジュールにつきましては、まず今回御承認をいただきましたならば、熊本県のLPガス協会のほうと契約を行いまして、LPガス協会を通じて、個別に各LPガスを使われている世帯の方々にお知らせを行って、そこから交付をするということになりますので、ちょっと時期的には、いつというのは申し上げられませんが、今回の支援につきましては、そのような形で進められていくというところでございます。以上でございます。

時期については、また、ちょっとお調べしてお答えしたいと思います。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課、岩本です。

10番野田議員の1回目の御質問の議案第3号、令和7年度益城町一般会計補正予算書（第7号）中歳出、16ページ、7款1項5目18節負担金補助及び交付金の生活者支援電子カード商品券交付金についてお答えします。

今後の電子カード発行に当たってのスケジュール感であったり、交付方法についての御質問というところでよろしいでしょうか。

まず、スケジュールにつきましては、今議会におきまして予算の承認をいただきました後、まずは委託業者を決定したいと思います。委託業者が決定した段階で、その後の事業者の登録、応募とか、その後町民への周知であったり、そういったことが控えております。

こちらのほうとしましては、実際使えるのはいつ頃かというところで、最短でいけば4月ぐらい。ただ、業者との折衝の中で遅れてしまうと5月ぐらい。最低でも5月ぐらいには皆さんのお手元に届いて使っていただけるようなスケジュールを組みたいと思っております。

交付方法につきましては、郵便で、書留方式なのかゆうパック方式なのか、確実に皆さんのお手元に届くというところの担保を取りたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

スケジュールについては、物価高対策になりますので、町民、住民の皆様方、大変気になるところだと思いますので、なるべく早く住民の皆様方にも周知をお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎委員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎でございます。

私は、令和7年度益城町一般会計補正予算書の中の5ページ、第2表債務負担行為補正、町道

広崎古閑線に係る歩行者用アンダーボックス整備事業、これについて1点質問をさせていただきます。

今回の債務負担行為が、広安西小学校の子どもたちの安全な通学路、これの確保のための事業であることについては非常にいいことだと、こういうふうに思いますが、この負担行為が令和8年度から令和11年度までの4か年としておるわけでございますので、工事の完成までに4年かかると。多分、広安西小学校の子どもたち、親御さんも含めて、一日も早く工事は完成してもらいたいと、こういうふうに思っておられると思いますが、どうして4年間も必要なのか。この4年間の必要な工事の概要、これについて教えていただければありがたいと思います。よろしく願いします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） おはようございます。建設課長の鶴野でございます。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第3号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第7号）中、5ページ、第2表債務負担行為補正、町道広崎古閑線歩行者用アンダーボックス整備工事につきまして、なぜ4年間必要なのか。また、工事の概要を示してほしい、に関するお尋ねだったかと思っておりますので、説明のほうさせていただきます。

今回4年間必要になった理由が、まず、この工事というのが、なかなか高度な技術が要しますもので、今回NEXCOのほうと協定を結びまして、NEXCOのほうに工事をやっていただくことになっております。そのため、来年度、まずNEXCOのほうで入札を行いまして、その後工事の準備を行いまして、工事のほうが特殊な推進の工事になるんですけれども、そちらの工事が大体25か月ぐらいかかる予定でございます。

その後、今回この工事につきまして、迂回路の整備をするわけなんですけれども、その迂回路の撤去工事等も入っております。そのため、今回約4年間ぐらいの債務負担行為の期間が発生しております。

まず、工事の概要ですけれども、現在既設のボックスが6メートルのボックスとなっております。そこに車両が通行しながら歩行者が渡っているわけなんですけれども、今回は歩行者用のボックスカルバートを整備いたします。内部断面にしまして、高さが2.5メートル、幅が3メートル、延長が42メートル。こちらの工事のほうを今回見込んでおります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

今の課長の答弁の中で、歩行者用の大体、高さが2.5メートル、幅が3メートル、長さが42メートルと、こういうことでございましたが、特に地元の人たちの話を聞きますと、あそこに高速道路の下、これは非常に工事は大変だろうと思うし、技術も要するし、安全を確保しなきゃいかんでしょうから、時間かかるのかなと。こういうふうに思うんですが、地元の人たちは、あの横の側道と側道の横の側溝、そしてまた側道。こちら辺りはどういう形で、子どもたちが安全に通

過をできるのか、この42メートルの中に入っているのか、入っていないのか。これについてちょっと分かる範囲で教えていただきたいと思います。

要は、今長さが42メートルという幅がありました。これは高速道路の下だけの話なのか、それとも側道まで含めた話なのか、これだけ分かる範囲でお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

内容的には今回アンダーボックスの工事をするんですけれども、その側道の工事も今回含まれているかですらよかったでしょうか。

今回のこちらの債務負担行為の中の工事につきましては、今ボックスから南側に10メートル行ったところにボックスを造るわけなんですけれども、そちらまで通行できる場所につきましては、側道の西側のほうの水路のところにつきましては今回の工事に含まれておりますが、それより南側とか反対の東側、そちらの分につきましては、あくまで現道のすりつけ部分に支障がある部分の工事だけの内容となっております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。要は高速道路の下、そして今、現状にあるところまでの歩道、これが造られると。こういうことでございました。確かに今、広安西小学校の子どもたちの安全を確保するためには、これは一日も早く造る必要があるかなと思うんですが。ただ、そのほかに、やっぱり抜本的にあそこの安全化を確保するためには、その他の方法も併せて考えておく必要があるのかなと。

要は、広崎地区の子どもたちの安全を確保するためには、あそこの1か所ではなくて、そのアンダーパスというのは、そのほかにも例えば町道の安永、古閑。それから併せて県道の4車線化、それから秋津川沿い。この4か所通過をするところがあるんですけれども、それらも含めて、広崎の子どもたちの安全化を確保していくのが必要なのかなと、こういうふうには思っております。

私の質問は以上で終わります。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） おはようございます。議員番号1番坂井です。

私は、もう何度も質問が出ましたけど、一般会計予算書の16ページ、5目18節の電子カードについてですが、今、産業振興課長のほうから登録者制ということで、参加する、使える店は登録であると、申請して登録してということでお答えいただいたと思うんですが、この電子カードが使える店というのは、当然カードリーダーみたいな物が必要になると思うんですよ。私も詳しくないんですが、益城町の店、特に小さい店がそれを備えているかどうかの調査をされたのが一つ。

もう一つが、同僚議員がずっと前の議会で質問したんですけど、移動販売車、特に中山間村地の村の移動販売車に使えるかどうかですね。お年寄りの方が使えるようなことは考えにやいかんもんだから、そこら辺に使えるのかどうかをお聞きします。以上です。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課、岩本です。

1番坂井議員の1点目御質問の議案第3号、令和7年度益城町一般会計補正予算（第7号）中、歳出16ページ、7款1項5目18節負担金補助及び交付金の生活者支援電子カード商品券交付金についてお答えします。

質問の内容としましては、登録されたお店はカードリーダーなり何なりそういった専属の機器が必要ではないだろうか。また、移動の商店とかでも使えるような形にするためには、このカードは対応可能かどうか、そういった趣旨の御質問だったと思います。

まず、このカードリーダーにつきましては、それ専用のカードリーダーは必要ございません。例えば、スマホに読み込み用のアプリなり何なりを入れてもらえれば、それを電子カードに記載されております二次元コードなり、こういった形になるかまだはつきり分かっていませんけれども、仮に二次元コードが印刷されているとなれば、それを読み込むことによって、そのカードの情報を見ることができます。それで残金であったり、使用可能の金額がどれだけですよということになります。ですから、専用の物は要らないということになります。

移動販売車も、その移動販売業者様がこの事業に登録されるということであれば、販売主様がスマホなり何なりで、そういったアプリを入れておられれば可能ということになります。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 今言われたことは非常によく分かりました。移動販売車の方も登録すればって話になったんですけど、私ちょっとここ詳しくないんですが、対象者が町内の販売業者さんだけということでききおっしゃったと思うんです。前、移動販売車の方が生協と、どこですかね、言われたと思うんですけど、そこはちゃんと町に登録されているかどうかというのを調べになったのかなと思って。そこらなんですけど。もし登録されていないんですしたら、移動販売車は使えなくなるんで、そこら辺を聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 1番坂井議員の2回目の御質問にお答えします。

販売事業者の登録についてですけれども、これから行うものでありまして、説明会なり何なりします。いつからいつまでに登録の受付を行いますからというところで。そういった申出があった段階で、町内にその事業所さんが登録されているかどうか、そこで、ひもづけを行っていくと。町内に事業所とか全然事業実態がない事業所さんとなってくると、もうこの事業には参加できないと。

あくまでも町内に事業所登録をされている事業者さん。こちら名称が、生活者支援電子カードということになっていきますけれども、町内事業者支援というところも裏にはありますものですか

ら。裏と言うたらいかんですね、副次的な効果としてそういったものも見込んでおりますもので、すから、町内の事業者さんで、かつ移動販売とかされるといところで登録が上がってくれば、そちらのほうで審査をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。今のところ分からないと、登録が上がってきからということで、了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第7号）」について採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第3号「令和7年度益城町一般会計補正予算（第7号）」については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案4号 令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（榮 正敏君） 日程第6、議案第4号「令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第4号、令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、資本的支出の補正で、令和7年度人事院勧告に基づく人件費の増額補正を計上しております。

なお、詳細につきましては、企画財政課審議員から説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（榮 正敏君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。

議案第4号につきまして、御説明いたします。1ページ目をお開きください。

議案第4号、令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第3条で資本的収入及び支出の補正を行っております。

予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億5,713万7,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、以下のとおり補正予定額44万1,000円の増額を行っております。

5ページをお願いいたします。実施計画明細書になります。

資本的収入及び支出の支出になります。

41款1項1目管路建設費及び3目のポンプ場建設改良費になります。

人件費につきまして、一般会計同様、人事院勧告に基づく補正を行っております。

議案第4号につきましては、以上でございます。

○議長（**榮 正敏君**） 議案第4号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（**榮 正敏君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（**榮 正敏君**） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、日程第6、議案第4号「令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）」について採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（**榮 正敏君**） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第4号「令和7年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）」については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（**榮 正敏君**） 日程第7、議案第5号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（**西村博則君**） 議案第5号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、条例を改正するものです。

主な改正の1点目は、給料月額の上上げ及び期末手当、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上

げるものです。

2点目は、通勤手当の支給限度額の改定です。

3点目は、国家公務員法等の一部を改正する法律に伴い、本町の条例附則を改正するものです。

以上三つが主な改正点となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 議案第5号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第5号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（榮 正敏君） 日程第8、議案第6号「益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第6号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明申し上げます。

本議案は人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、条例を改正するものです。

主な改正内容は、給料月額の上上げ及び期末手当、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 議案第6号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号「益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第6号「益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（榮 正敏君） 日程第9、議案第7号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第7号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、会計年度任用職員の給料表が、益城町一般職の給料表を準用していますことから、益城町一般職の職員の給与に関する条例を改正することに伴い、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 議案第7号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第7号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(榮 正敏君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第7号「益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(榮 正敏君) 日程第10、議案第8号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第8号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に伴い、町長等の期末手当について改正を行うものです。

主な改正内容は、町長等の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(榮 正敏君) 議案第8号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長(榮 正敏君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

(なし)

○議長(榮 正敏君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(榮 正敏君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第8号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（榮 正敏君） 日程第11、議案第9号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第9号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本議案は、議案第8号と同様に、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に伴い、教育長の期末手当について改正を行うものです。

主な改正内容は、教育長の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 議案第9号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第9号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（榮 正敏君） 日程第12、議案第10号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第10号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、議案第8号及び議案第9号と同様に、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に伴い、議員の期末手当について改正を行うものです。

主な改正内容は、議員の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（榮 正敏君） 議案第10号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第10号「議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力をいただき、誠にありがとうございました。

これで、令和8年第1回益城町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時10分